

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

( 答 申 第 4 0 号 )

平 成 28年10月5日

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

# 答 申

## 第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)が行った公文書部分公開決定にかかる非公開部分の「処理が可能なことを証明する実験の方法及び結果等の確認について」のうち、法人名、物件名、所在地、住所、氏名、電話番号、印影、地番については、非公開が妥当であると判断するが、その他の部分については、公開すべきである。

## 第2 異議申立ての経過

### 1 公開請求

平成27年12月21日、異議申立人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「(株)山崎砂利に関して 1.平成27年1月からの受け入れ汚染土壌の量、有害物の濃度 2.搬出汚泥の量と搬出先 使用凝集剤 3.「途中」施設への出入りダンプ台数 4.「汚染土壌の処理業に関するガイドライン(改定第3版)」に沿って入手した情報・(処理情報報告書、抜き打ちによる立ち入り検査結果、汚染土壌を処理することが可能であることを証明する実験結果(シアン、6価クロム化合物))」と記載して公文書の公開を請求した(以下「本件公開請求」という。)

### 2 実施機関の決定

平成28年1月8日、実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として「(株)山崎砂利に関して 1.平成27年1月からの受け入れ汚染土壌の量、有害物の濃度 2.搬出汚泥の量と搬出先 使用凝集剤 3.「途中」施設への出入りダンプ台数 4.「汚染土壌の処理業に関するガイドライン(改定第3版)」に沿って入手した情報・(処理情報報告書、抜き打ちによる立ち入り検査結果、汚染土壌を処理することが可能であることを証明する実験結果(シアン、6価クロム化合物))」を特定の上、本件公文書の一部を非公開とする部分公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、公開しない理由を次のように付記して異議申立人に通知した。

#### (1) 公文書不存在

平成27年9月から平成27年12月21日までの受入汚染土壌の量、有害物の濃度については、当該内容が記載された公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため。

#### (2) 条例第7条第1号に該当する。

個人名、個人の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

#### (3) 条例第7条第2号に該当する。

法人の印影、汚染土壌を処理することが可能であることを証明する実験を示す書類については、法人に関する情報であって、公にすることにより法人の正当な利益を害するおそれがあるため。

### 3 異議申立て

平成28年2月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号による改正前のもの)第6条の規定に基づき、実施機関に異議申立てを行った。(以下「本件異議申立て」という。)

### 第3 異議申立ての趣旨

実施機関の本件処分を取消すとの決定を求めるものである。

### 第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張は、異議申立書及び意見書の記載内容並びに意見陳述によれば、概ね次のとおりである。

- 1 「汚染土壌の処理業に関するガイドライン」では、浄化等処理施設にあつては、汚染土壌を処理することが可能であることを証明する実験の方法及び結果も記載し、添付することとなっている。公開しないことはガイドラインの否定につながるので公開すべきである。
- 2 実験とその結果は、個別の取引先や取引内容には当たらない。したがって条例第7条第2号には該当しない。実験結果等については、個別の取引先及び取引内容に該当するものでないから、これを公にすることにより事業者の正当な利益を害することにはならない。
- 3 「汚染土壌の処理業に関するガイドライン」によると、「処理することが可能であることを証明する実験の方法及び結果」は、水洗浄処理が可能かどうかを判断する客観的方法と考えられる。本当に有害物が除去できるかどうかは、誰もがわかる形で示されないと、市民は不安となり、公平な競争は成り立ちにくい。

### 第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、非公開理由説明書及び実施機関から事情を聴取した結果、概ね次のとおりである。

- 1 汚染土壌処理業の許可を有する事業所については、環境省のホームページで名称、処理方式、特定有害物質の種類や受入可能な最大濃度等の基本情報が公開されているが、その施設の詳細については広く一般に公開されていない。
- 2 汚染土壌処理業の許可申請が提出された際には、事業所より実験結果について「企業秘密である個別の取引先及び取引内容が明らかになるので公開禁止」と記した書面が添付されている。これを公開すると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するため、実験結果を非公開とした。
- 3 環境政策課が所管する環境法令に係る違反もなく、この情報を公開しないことにより、人の生命、健康、生活又は財産を脅かすおそれはないと判断できるため、例外規定に該当しない。
- 4 ガイドラインは土壌汚染対策法の実務に従事する地方公共団体及び事業者が、法に基づき汚染土壌の処理を行うに当たっての手引きとして位置づけられたものであり、土壌汚染対策法やガイドラインに基づいて提出された書類を通例として公開する旨を推し進めているものではない。事業者は土壌汚染対策法やガイドラインを遵守した上で許可申請を行っており、当市も内容審査を行った上で、法令の基準を満足していると判断して許可を与えているため、ガイドラインを否定したとは言えない。
- 5 公文書の公開・非公開の判断は天津市情報公開条例の規定に従って判断すべきものであり、ガイドラインの否定についてはその判断基準にならない。

### 第6 当審査会の判断理由

- 1 本件異議申立ての対象となっている公文書について

本件異議申立ての対象となっている公文書は、平成27年3月20日付けで株式会社山崎砂利商店が大津市長に提出した、汚染土壌処理業許可申請書に添付された「処理が可能なことを証明する実験の方法及び結果等の確認について」(以下「本件公文書」という。)である。

本件公文書は、土壌汚染対策法第22条第1項の規定により汚染土壌処理業許可申請書に添付しなければならない資料であるところ、以下の内容が記載されている。①受入土壌の情報、②試験結果報告書による処理後物の基準適合性の確認、③排水処理の基準適合性の確認。

異議申立人は、「実験とその結果は、個別の取引先や取引内容には当たらない。したがって条例第7条第2号には該当しない。」と非公開部分を公開するよう主張する。一方で、実施機関は、非公開部分が条例第7条第2号に該当すると主張しているため、本件公文書中の記載事項の条例第7条第2号本文の該当性について検討する。なお、本件公文書以外の非公開部分については、争いはない。

## 2 本件公文書の記載事項の条例第7条第2号本文の該当性について

条例第7条第2号本文は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」と規定し、同号アにおいて「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として掲げている。「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、一般的には、(1)生産技術上又は営業・販売に関する情報であって、公開することにより、公正な競争原理や秩序維持が侵害されると認められるもの、(2)人事、経営方針、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、事業活動が損なわれると認められるもの、(3)その他公開することにより、名誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものと解される場合、具体的な適用に関しては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性等を総合的に考慮して判断する必要がある。

実施機関は、条例第7条第2号本文に該当するとして、本件公文書の記載事項の全てを非公開としている。しかし、審査会が本件公文書を見分したところ、公開すべき部分と非公開とすべき部分が混在しており、全体を非公開とする決定は妥当ではないと判断したため、それぞれの内容について検討する。

本件公文書の記載事項である①受入土壌の情報、②試験結果報告書による処理後物の基準適合性の確認、③排水処理の基準適合性の確認のうち、①には汚染土壌の受入元が記載されている。これは公開することにより、公正な競争原理や秩序維持が侵害されると認められる。しかし、②③には条例第7条第2号本文に該当する記載はない。

①には土壌の受入元、土壌の汚染物質とその濃度、受入日、受入量、処理完了日、試験結果等が記載され、受入元から提出された汚染土壌搬入届出書及び汚染土壌の区域外搬出届出書が添付されている。実施機関は、土壌の特定有害物質の種類や濃度を公開すると当該情報から特定の区域が明らかになり、当該法人の取引先が推定されると主張する。しかし、全国に存在する特定有害物質の種類や濃度の悉皆調査を行わない限り、区域は特定されず、また1つの区域に複数の取扱事業者が存在することを鑑みると、実施機関の主張は当たらない。

そもそも、法人情報については条例第7条第1号に定める「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」を非公開とするものと同種の規定は無い。したが

って、法人情報にあつては、他の情報との照合による事業者の特定については、それが明白であるような場合に限られると解すべきである。

以上を踏まえ、「法人名、物件名、所在地、住所、代表者氏名、電話番号、印影、地番」を公開すると、汚染土壌の受入元が容易に特定され、法人の取引先が明らかになり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開が妥当であると判断するが、その他の部分については、公開すべきである。

②は試験結果報告書であり、試料名称、試料の採取・收受年月日、採取担当者、判定結果、試験責任者、試験項目、試験の方法、計量結果が記載されている。そのうち、「採取担当者名、試験責任者名」は、条例第7条第1号本文「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」に該当するため、非公開にすべきと判断するが、その他の部分については、公開すべきである。

③は循環水水質分析結果表であり、採取場所、採取年月日、採取時間、天候、気温、水温、外観、色、臭気、透明度、化合物の分析結果等が記載されているが、非公開とすべき記載は存在しないため、公開すべきである。

### 3 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日       | 処 理 内 容                                 |
|-------------|---|
| 平成28年 3月 9日 | 諮問書の受理                                  |
| 平成28年 6月22日 | 異議申立ての概要説明<br>異議申立人の意見陳述<br>実施機関からの事情聴取 |
| 平成28年 7月27日 | 審議                                      |
| 平成28年 8月26日 | 審議                                      |
| 平成28年10月 5日 | 答申                                      |